

## **資料 4 改正フロン排出抑制法の施行準備状況について**

# フロン排出抑制法の施行に向けた取組について①

- 令和元年6月の改正フロン排出抑制法の公布を受けて、関係法令の整備を実施。

※政令2件、省令3件、告示2件

- 政令については、**令和元年10月1日に閣議決定、10月4日に公布。**
- 省令及び告示については、**令和元年10月4日に公布。**

※法律と合わせて令和2年4月1日に施行

## 【法律】

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第25号）

## 【政令】

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第119号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第120号）

## 【省令】

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・環境省令第5号）
- 特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）

## 【告示】

- フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針の一部を改正する件（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省告示第50号）
- 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を改正する件（令和元年経済産業省・環境省告示第5号）

# フロン排出抑制法の施行に向けた取組について②

- 改正フロン排出抑制法の円滑な施行に向け周知を徹底。

- **都道府県担当者向け説明会**を開催（令和元年11月14日）。
- 令和元年11月15日以降、**事業者向けの説明会**を全国で約20回開催。

※今年度及び来年度に、説明会の追加開催を予定

- その他、**改正法のパンフレット、チラシ**を用いて周知を実施。
- 都道府県に対して各種通知を发出（令和2年1月16日）。

## 【パンフレット】



## 【管理者向けチラシ】

機器管理者の皆様へ

**フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化されました。**  
機器は捨てるまできちんと管理を！

**機器を捨てる際にフロン類を回収しない違反には罰金が科せられます！**  
フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず罰金（50万円以下の罰金）の適用対象となります。  
機器廃棄時には必ず充填回収業者がフロン類の回収を依頼してください。

**フロン類の回収が証明できない機器は引取ってもらえません！**  
廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、**引取証明書**の写しを渡してください。  
引取証明書：充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

**フロン排出抑制法の対象となる機器**  
業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

**フロン類は強力な温室効果ガスです！**  
フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に大きな影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。

エアコン1台分  $\approx$  レジ袋 約150万枚分  $\approx$  乗用車 日本40分

## 【通知一覧】

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（2020製化管第1号、環地温発第2001163号）
- 第一種特定製品の廃棄等に際して引取証明書の写しの交付を要しない場合又は第一種特定製品の引取り等を行うことができる場合として都道府県知事が認めるときの手続きの例について（2020製化管第2号、環地温発第2001164号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る行政処分の指針について（2020製化管第3号、環地温発第2001165号）

# 今後のフロン排出抑制対策

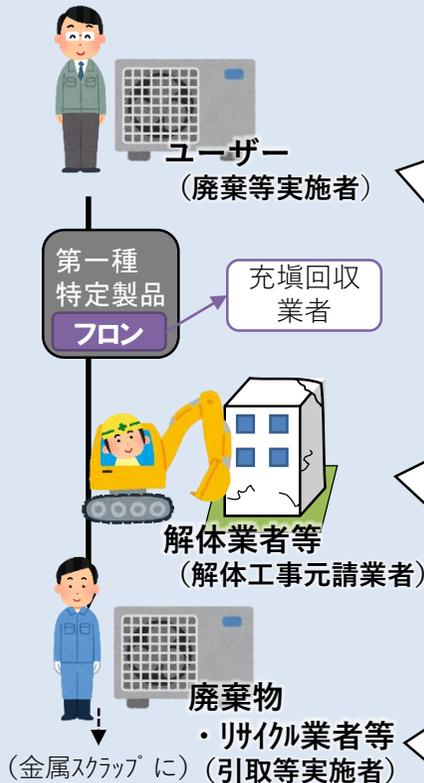
- 令和元年改正フロン排出抑制法の適確な施行を図る等、フロンのライフサイクルの上流から下流にわたる国内対策を一層推進するとともに、国際的な展開にも取り組み、世界全体のフロン排出抑制に貢献する。

脱フロン化・低GWP化	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ フロン類の使用見通しについて、モントリオール議定書のキガリ改正の義務を確実に達成することを踏まえ、2025年の数値の改定及び2030年の数値の設定</li><li>➤ 指定製品制度について、代替技術の確立・製品供給等の状況を踏まえ、順次設定（硬質ポリウレタンフォーム、ビル用マルチエアコン、大型自動車のカーエアコン等）</li></ul>
使用時漏えいの防止	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 平成25年改正法の施行状況を点検し、制度見直しについて検討</li></ul>
廃棄時回収率の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 令和元年改正法の適確な施行</li><li>➤ 1台当たり廃棄時回収率の向上に向けて、回収残が生じる原因を整理・分析し、実証試験を実施して対策をワーキンググループにおいて検討</li></ul>
フロン対策の国際展開	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 令和元年12月のCOP25を機に、我が国主導でフロンのライフサイクル全般にわたる対策の主流化を目指す国際イニシアティブを設立。本イニシアティブを通じて、フロン排出抑制対策の国際展開を推進</li></ul>

# 【参考①】フロン排出抑制法の改正概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。（令和元年6月公布）

## 関係者が連携した取組



### 【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
  - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入  
(現行：間接罰（指導→勧告→命令→罰則の4段階）⇒直接罰（1段階）へ）
- 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け  
(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

### 【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
  - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
  - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
  - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等

### 【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止  
(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

### その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

《施行日》 令和2年4月1日

# 【参考②】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 第198回国会の衆・参環境委員会にて、**フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議**が議決（令和元年5月）されており、決議内容については、引き続き対応が必要。

- ◆ フロン類の中長期的な廃絶に向けた具体的なロードマップを作成すること。
- ◆ 都道府県への支援に万全を期すること。
- ◆ 廃棄機器の引取り時におけるフロン回収済み証明書面交付の義務付け等の規制強化の遵守状況を的確に把握すること。
- ◆ 前回改正により措置された使用時の漏えい対策については、施行状況を点検した上で、追加的な措置の必要性について検討すること。
- ◆ 環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を行うことを政策的に位置付け、その加速度的な導入を進めること。
- ◆ 経済的手法の在り方について検討を進め、五年を目途に結論を得ること。
- ◆ フロン類の回収が容易な機器等の開発の促進、並びにフロン類の回収機の性能及び回収技術の向上のため、機器メーカー等に対する支援等、所要の措置を講ずること。
- ◆ 技術開発の促進、機器の導入のための支援を充実・強化すること。
- ◆ 我が国の経験・知見を活かした積極的な国際協力を行うこと。